

大月町木造住宅耐震診断調査事業実施要綱

(平成23年要綱第7号)

改正 平成27年要綱第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に対する木造住宅の安全性の向上を図り、町民が安心して住むことのできるまちづくりを進めるとともに、安全な居住環境に対する町民意識の向上を図ることを目的とし、住宅の耐震診断調査事業（以下「耐震調査事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 柱、梁等の主要構造部材が木材で造られている木造軸組の住宅をいう。
- (2) 耐震診断 改訂版高知県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき耐震診断士が実施する耐震診断をいう。
- (3) 高知県木造住宅耐震診断士 高知県木造住宅耐震診断士登録制度要綱に基づき実施された講習会の課程を修了し、高知県に登録した者（以下「診断士」という。）をいう。

(対象となる住宅)

第3条 耐震調査事業の対象となる住宅は、本町に存し、次に掲げる要件を満たす木造住宅（以下「対象住宅」という。）とする。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するもの及び販売を目的とするものを除く。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、階数が2以下の建物
- (2) 併用住宅においては、居住の用に供されている部分があるもの
- (3) 丸太組工法によって建築されたもの以外のもの
- (4) 大臣等の特別な認定を受けた工法によって建築されたもの以外のもの

(申込み)

第4条 耐震診断を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、大月町木造住宅耐震診断申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）を町長に提出しなければならない。

(派遣決定等)

第5条 町長は、前条の診断申込書の提出があったときは、その内容を審査し、診断士の派遣の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項に規定する審査の結果、診断士の派遣を決定したときは、大月町木造住宅耐震診断士派遣決定通知書（第2号様式）により、派遣をしないことを決定したときは大月町木造住宅耐震診断士派遣却下通知書（第3号様式）により当該申込者に通知するものとする。

(結果報告)

第6条 診断士は、耐震調査事業に係る木造住宅の耐震診断を実施したときは、診断完了後速やかにその結果を町長に報告しなければならない。

2 町長は、大月町木造住宅耐震診断結果報告書（第4号様式。以下「報告書」という。）により診断結果を受診者に報告するものとする。

3 受診者は、前項により報告書を受け取った場合は、耐震診断結果報告書受領書（第5号様式）を町長に提出するものとする。

（派遣決定の取り消し等）

第7条 町長は、受診者が虚偽の申請又は不正の手段により第5条の規定による派遣の決定を受けたことが判明したときは、当該決定の取り消し、若しくは診断士の派遣に要した経費に相当する額の納付を命じることができるものとし、すでに納付した負担金は還付しないものとする。

（業務委託）

第8条 町長は、耐震調査事業の一部を町長が適当と認める団体に委託することができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年要綱第7号）

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成27年要綱第10号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。